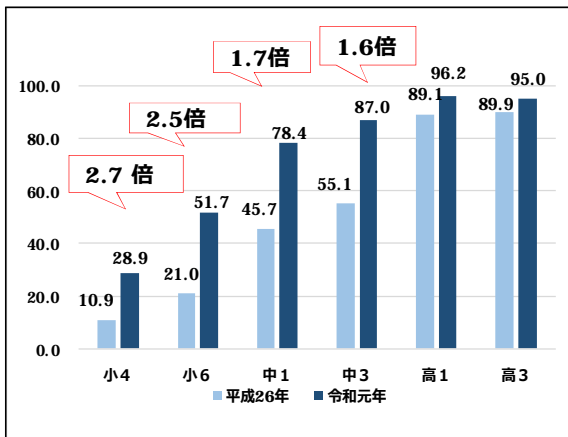


## 大阪府青少年健全育成条例の一部改正 ～淫らな性行為、わいせつな行為の禁止について～

昨今、スマートフォン等の普及により、青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。

### 大阪府内小・中・高校生のスマートフォン所持率

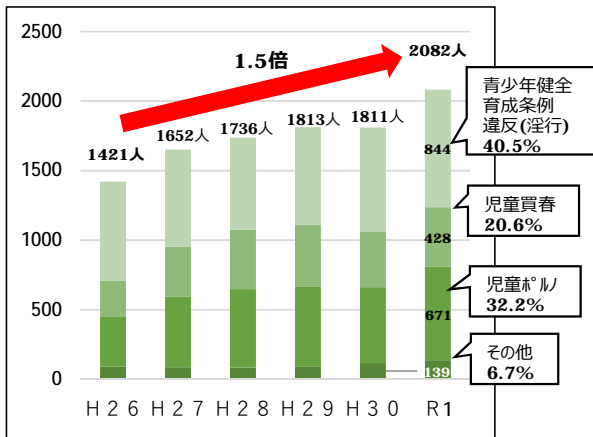
スマホ所持率は、5年間で急増し、  
小学6年生で約5割、中学3年生で約9割



出典：大阪府「OSAKAスマホアンケート」

### SNSに起因する被害児童数（全国）

令和元年の被害児童数は、平成26年の1.5倍



出典：警察庁「R1年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（SNSに起因する被害状況）」

## このような被害を防ぎます！

- ・青少年がSNS上で大人と知り合い、悩みを聞いてもらっているうちに、「会って相談に乗る」と持ちかけられ、実際に会って性交に至った。青少年は相談相手を失いたくないと思い、断り切れず性交に応じた。
- ・青少年と大人がSNS上でやり取りを重ね親しくなった上で、会う約束して待ち合わせた後、知らない場所に連れて行かれたことで混乱し、その状況下で性行為に至った。

## このような行為を禁止します！（第39条の改正）

- ✓行為者が青少年を威迫し、欺き、又は困惑させたり行う性行為又はわいせつな行為に加え、青少年の未成熟に乗じた不当な手段（困惑状態にあることに乗じる等）により行う性行為又はわいせつな行為を規制の対象とします。
- ✓青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象としてのみ扱っていると認められる性行為又はわいせつな行為を規制の対象とします。青少年から行為者に働きかけて当該行為に至った場合も同様です。

**第39条** 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 青少年に金品その他の財産上の利益、役務若しくは職務を供与し、又はこれらを供与する約束で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）第二条第二項に該当するものを除く。）。
- 二 青少年に対し、威迫し、欺き、若しくは困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段を用い、又は当該青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として性行為又はわいせつな行為を行うこと。
- 三 青少年に売春若しくは刑罰法令に触れる行為を行わせる目的又は青少年にこれらの行為を行わせるおそれのある者に引き渡す目的で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。

**施行日** 令和2年6月1日

**罰則** 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第52条 現行どおり）  
なお、この条例の罰則は青少年に対しては適用しない（第61条）